

中小企業融資制度の

中小企業者(法人及び個人企業)がご利用できます ごあんない

ご利用・お申込みはお近くの取扱金融機関まで

(取扱金融機関については裏面をご覧ください)

ご利用目的別ガイド

事業の発展・事業承継に取り組むとき

新分野進出資金



設備の新設・更新に取り組むとき

設備投資資金



新たに事業を始めるとき・開業後5年未満のとき

開業資金



一般的な運転資金を必要とするとき

長期資金・短期資金



小規模事業者の方が資金を必要とするとき

小規模資金



速やかな資金調達を必要とするとき

経営活性化資金



神戸市内に主たる事業所がある方が資金を必要とするとき

神戸市独自資金



神戸市が保証料を一部負担します!!

売上の減少など

経営状況が厳しいとき

借換により返済負担を軽減したいとき

経営安定資金・借換資金



融資を受けるための手続き

融資を受ける方

中小企業者
組合等

融資申込み※

1

取扱金融機関

2 融資対象要件の確認
融資審査

(金融機関を介して)

保証申込み

3

信用保証協会

4 保証審査

5

保証承諾

融資実行

※ 必要に応じて、市町より融資要件の認定を受ける必要があります。

※ 一部兵庫県信用保証協会・商工会議所・商工会・神戸市で申込みできるものもあります。

事業者が**経営者保証**を提供しないことを選択できる**新制度**があります



経営者保証とは、中小企業が融資を受ける際、経営者個人が会社の連帯保証人になることです。

融資の返済ができなくなった場合、経営者個人が会社に代わって返済することを求められます。

兵庫県中小企業融資制度では、原則**すべての資金で、経営者保証をつけないこと**を選択できます。

(詳細は裏面をご覧ください)

原則

- 事業歴を問わず兵庫県内で事業実態があれば申込み可能です。（ただし一部の資金については1年以上の同一事業歴が必要）
- 原則として、兵庫県信用保証協会の保証が必要です。（地域金融支援保証制度を除く）
- 審査により融資を受けられない場合があります。
- 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。また、次の資金及び保証制度を利用する場合は、法人代表者を含む経営者の保証も不要です。
 - ・新規開業貸付（経営者保証免除貸付）、長期資金（経営者保証非提供促進貸付）、借換等貸付（プロパー借換貸付）等一部の資金
 - ・事業者選択型経営者保証非提供制度及び兵庫県信用保証協会の経営者保証を不要とする保証の取扱い（裏面参照）
- その他、担保及び保証人は、兵庫県信用保証協会又は金融機関の定めるところによります。
- 利率や融資要件は年度途中で変更する場合があります。

- ・原則として、ご利用になる保証により、④責任共有保証料率または⑧責任共有外保証料率が適用され、申込者の経営状況に応じて右表9区分のいずれかの保証料率が適用されます。
- ・点線内の貸付の場合、保証料軽減措置（④責任共有保証料率から2割軽減）を受けることができます。（特例保証を利用する場合を除く）
- ・その他、資金により別に定める保証料率が適用されるものがあります。下表に主に適用される保証料率を記載していますのでご参照ください。（実際に適用される保証料率は、兵庫県信用保証協会にご確認ください）
- ・なお、国などの保証料補助が適用される場合、条件変更に伴い追加で生じる保証料については、補助の対象外となりますのでご注意ください。

中小企業融資制度保証料率表（主な場合）

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
④責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
2割軽減後	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%
⑧責任共有外保証料率	2.02%	1.84%	1.66%	1.47%	1.24%	1.01%	0.83%	0.64%	0.46%

資 金 名		資金 使 途	融 資 条 件			申込みのできる方 (主な内容を記載しているため、これ以外の要件がある場合もあります。)	
			限度額	利率(年)	保証料率 (主な場合)		融資(据置) 期間
進出資金 新分野	事業応援貸付	設備 運 転	1億円	1.55%	0.36% ↓ 1.52% (Aから 2割軽減後)	10年 (2年)	・既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野・海外進出などにより、概ね2年以内に売上増加が見込まれる方
	SDGs支援貸付		2.8億円	1.15%		15年 (2年)	・県の「ひょうご産業SDGs認証事業」の認証を受けた方 (一般的な設備・運転資金に広く利用可能です)
	事業承継支援貸付	設備及び これに伴う 運転	① 3億円 ② 15億円 ③ 100億円	1.35%		10年 (2年)	・事業承継を予定している方、又は事業承継をした方 ・設備の新設・更新を行う方
設備投資資金	設備投資促進貸付					15年 (2年)	・BCPに基づき、防災関連対策を行う方 ・県(地域産業立地課)の確認を受け、県が定める重点立地促進事業を行う方
						10年 (2年)	
開業資金	新規開業貸付	設備 運 転	3,500万円	1.25%	一律 0.50% 一律 0.70%	10年 (1年)	・新規に個人で事業を開始する、又は開始後5年未満の方 ・新規に会社を設立する、又は設立後5年未満の方 (創業関連保証【100%保証】対応)
	経営者保証免除貸付						・新規に会社を設立する、又は設立後5年未満の方で、 経営者保証不要の融資を希望される方 (スタートアップ創出促進保証制度【100%保証】対応)

経営安定資金	経営円滑化貸付	運転	1億円	1.45%	④ 0.45% ↓ 1.90% (SN保証を利用する場合0.80%)	10年 (2年)	・最近3か月間の売上高が前年同期に比べて5%以上減少している方 ・セーフティネット保証5号の認定を取得した方 など
	災害対応貸付	設備	2.8億円	0.90%			・災害により事業所等に被害を受け、り災証明書等を取得した方 ・災害に係るセーフティネット保証4号の認定を取得した方
	経営力強化貸付	設備 運転	企業 2.8億円 組合 4.8億円	1.45%	0.45% ↓ 1.75%* (SN保証を利用する場合0.80%)	設備7年 (1年) 運転5年 (1年) 借換10年 (1年)	・金融機関などの支援により事業計画を策定し経営力の強化を図る方 (経営力強化保証制度対応) ※④責任共有保証料率から原則、1区分低い料率を適用
	企業再生貸付 (経営改善・再生支援強化型)		2.8億円	1.15%	一律 0.30%*	15年 (3年)	・経営サポート会議や中小企業活性化協議会などの支援により事業再生を行う方(経営改善サポート保証(経営改善・再生支援強化型)制度対応) ※国の保証料補助後の実質適用料率
借換資金	借換等貸付	借換	1億円	1.95%	④ 0.45% ↓ 1.90%	10年 (1年)	・兵庫県中小企業融資制度や信用保証付き融資を借り換えたい方
	プロパー借換貸付		2.8億円				・経営者保証を付けているプロパー融資*を経営者保証を付けない信用保証付き融資に借り換えたい方 ※信用保証協会の保証をつけない融資のこと

【その他の資金】

地域金融支援保証制度	設備 運転	設備 1億円 運転 5,000万円	金融機関 所定	2.15% ↓ 3.25%*	設備1～10年 (3年) 運転1～7年 (2年)	・1年以上継続して同一事業を県内で営む方 ・取扱金融機関の貸出取引歴が1年以上である方 など ※財務指標により三段階の保証料率を適用 (経営支援特例を適用する場合は、1.55%～2.65%)
------------	----------	----------------------	------------	----------------------	-----------------------------------	--

※兵庫県信用保証協会の保証は不要です(商工中金が部分保証(90%保証)を行います)

※取扱金融機関は、裏面記載の金融機関と異なります。詳しくは商工中金神戸支店(078-391-7541)へお問い合わせください。

融資対象者

- 原則として、県内に事業所を有し、信用保証協会の保証対象業種に属する中小企業者及び組合等（NPO法人も対象）
- 次の場合は、兵庫県中小企業融資制度をご利用できません。
 - ・信用保証協会の保証付き融資を受け、返済が延滞している場合、及び代位弁済中である場合
 - ・金融機関から融資を受け、返済が延滞している場合
 - ・暴力団等反社会的勢力と認められる場合 など

中小企業者

中小企業者	常時使用する従業員	資本金の額等
個人企業 NPO法人	製造業・旅行業・その他 300人以下 卸売業・サービス業 100人以下	—
会 社	小売業 50人以下	製造業・旅行業・その他 3億円以下 卸 売 業 1億円以下 小売業・サービス業 5,000万円以下
資本金の額等又は従業員の数のいずれか一方が該当すれば、対象となります。 個人企業とNPO法人は、資本金の額等は関係ありません。なお、政令で特例として定める業種は右表の基準によります。		

業 種	常時使用する従業員	資本金の額等
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	900人以下	3億円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
旅館業	200人以下	5,000万円以下

資 金 名		資金 使 途	融 資 条 件				申 込 み の で き る 方	
			限度額	利率(年)	保証 料 率 (主な場合)	融資(据置) 期間	(主な内容を記載しているため、これら以外の要件がある場合もあります。)	
長 期 資 金		運 転	1億円	1.95%	④ 0.45% } 1.90%	10年 (2年)	・ 長期の一般的な運転資金を必要としている方	
協 調 支 援 型 特 別 貸 付		設 備 運 転 借 換	企業 2.8億円 組合 4.8億円		0.23% ※1 ~0.95% 0.34% ※2 ~1.43%	設備 10年 (3年) 運 転・借 換 10年(1年)	①申込額の1割以上のプロパー融資※3を同時に借り受ける方 ②金融機関によるモニタリングを受ける方 (協調支援型特別保証制度対応) ※1 上記①の場合、④責任共有保証料率から国が2分の1を補助 ※2 上記②の場合、④責任共有保証料率から国が4分の1を補助 ※3 信用保証協会の保証をつけない融資のこと	
経 営 者 保 証 非 提 供 促 進 貸 付			8,000万円 (SN保証別途 8,000万円)		0.60% } ※ 2.25%	10年 (1年)	・ 経営者保証不要の融資を希望し、一定の要件を満たす方 (事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度対応) ※事業者選択型経営者保証非提供制度の上乗せ保証料から国が0.10%を補助	
短 期 資 金		運 転	3,000万円	1.70%	④ 0.45% } 1.90%	1年	・ 短期の一般的な運転資金を必要としている方	
小規模資金	特 別 小 規 模 貸 付	設 備 運 転	2,000万円	1.65%	⑤ 0.46% } 2.02%	7年 (6か月)	・ 小規模事業者で一般的な資金を必要とする方 (小口零細企業保証 [100%保証] 対応) ※既存の協会保証残高との合計で2,000万円を限度とします。	
	小 規 模 無 担 保 貸 付		2,500万円	1.85%	④ 0.45% } 1.90%		・ 小規模事業者で特別小規模貸付の限度額を 超える資金が必要な方 ※既存の協会保証残高との合計で4,500万円を限度とします。	
経 営 活 性 化 資 金				5,000万円 運転資金のみは 3,000万円	金融機関 所 定	④ 0.45% } 1.90%	7年 (1年) 運転資金のみは5年 (6か月)	・ 取扱金融機関と1年以上の与信取引があり、短期間の 審査で資金を調達したい方

神戸市独自資金	こうべ創業支援貸付	設 備 運 転	400万円	1.65% 1.55% 1.85%	神戸市が保証料全額を負担	7年 (1年) (設備のみは1年6か月)	常時雇用する従業員が20人以下の方 (商業・サービス業(宿泊業・娯楽業・旅行業を除く)は5人以下)	・事業を開始して5年未満の方 (創業関連保証 [100%保証] 対応)
	こうべおうえん				⑤ 0.46%~2.02%から 神戸市が2分の1を負担			・小規模事業者で一般的な資金を必要とする方 (小口零細企業保証 [100%保証] 対応) ※既存の協会保証残高との合計で2,000万円を限度とします。
	こうべ躍進				④ 0.45%~1.90%から 神戸市が2分の1を負担			・新たな事業展開等により売上又は利益の増加が見込まれる方
	こうべ小規模				神戸市が2分の1を負担			・小規模事業者でこうべおうえんの限度額を超える資金が必要な方 ※既存の協会保証残高との合計で2,000万円を限度とします。
	こうべ季節貸付	運 転	企業 4,000万円 組合 6,000万円	別途定める (前年度実施時 1.15%)	④ 0.45% } 1.90%	6か月		・夏季・冬季・年度末の一時的な運転資金を必要とする方

☆神戸市内に主たる事業所があり、当該事業に係る市民税を滞納していない方のみご利用できます。
申込みにあたっては神戸市の納税証明書等が必要となります。詳細は神戸市HP又は経済政策課 (TEL.078-360-3206) にてご確認ください。

【その他の資金】

地球温暖化対策設備等設置資金 最新規制適合車等購入資金	設 備	1億円	0.70%	0.36% } 1.52% (④から2割軽減後)	15年 (2年)	・県内に工場又は事業場を有し、地球温暖化対策及び公害防止のための設備の設置や工場の緑化を行う方
					10年 (2年)	・県内に工場又は事業場を有し、最新規制適合車等への代替や、次世代自動車の購入を行う方 (代替の場合は、現有自動車の解体廃車が要件)

☆地球温暖化対策設備等設置資金は環境政策課 (TEL.078-362-3284)へ、
最新規制適合車等購入資金については水大気課 (TEL.078-362-3287)へお問い合わせください。

申 込 先

兵庫県中小企業融資制度のご利用・お申込みはお近くの取扱金融機関まで

下記の取扱金融機関の主に兵庫県内の店舗でお申込みを受け付けています。ただし、店舗によっては取り扱っていない場合もありますので、事前に各店舗へご確認ください。

取扱金融機関

■銀 行

三井住友、三菱UFJ、りそな、みずほ、但馬、伊予、池田泉州、百十四、山陰合同、京都、四国、中国、阿波、広島、南都、関西みらい、みなと、徳島大正、トマト、三井住友信託

■信用金庫

尼崎、姫路、日新、兵庫、神戸、播州、淡路、西兵庫、但陽、中兵庫、但馬、北おおさか、鳥取、大阪、備前日生、大阪シティ、京都北都

■信用組合

兵庫県、淡陽、大阪協栄、兵庫ひまわり、近畿産業、兵庫県医療

■商工組合中央金庫(商工中金)

神戸、姫路、尼崎の各支店

■農業協同組合

ハリマ、たじま、丹波ひかみ、兵庫六甲、相生市、みのり、兵庫南、あわじ島、兵庫県信用農業協同組合連合会

兵庫県信用保証協会の信用保証制度

原則、兵庫県信用保証協会の保証が必要です。
保証料率については、各企業の経営状況等を加味した料率体系(9区分)になっています。
詳しくは、兵庫県信用保証協会へお問い合わせください。

お申込みに際しては、信用保証料以外の費用(第三者が要求する斡旋料、手数料、用紙代、謝礼金など)を支払わないようご注意ください。

経営者保証をつけずに融資を受けたいとき

- 兵庫県中小企業融資制度では、原則すべての資金で、一定の要件※1の下、保証料を上乗せ※2することにより経営者保証をつけないことを選択できます。(事業者選択型経営者保証非提供制度)
- また、一定の要件※3を満たす場合には、保証料の上乗せなしに、経営者保証を不要とすることができます。(経営者保証ガイドラインに基づく取扱い)

制度利用のご希望は、取扱金融機関または兵庫県信用保証協会にお伝えください。

※1 決算書等の提出、法人から代表者への貸付等がない、財務要件(①直近決算が債務超過でない、または②直近2期連続赤字でない)を満たす など

※2 上記財務要件①②いずれも満たす場合は0.25%の上乗せ、いずれかを満たす場合は0.45%の上乗せ

※3 次の①または②を満たし、かつ③を満たす など

①経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある
②保証付融資と同時に、経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を実行する

③直近決算が債務超過でない、かつ直近2期連続赤字でない

ひょうご中小企業技術・経営力評価制度

- 中小企業の持つ技術力、成長性等について(公財)ひょうご産業活性化センターが評価書を発行しています。
- 技術・経営力評価を受けて、県制度融資を利用された場合、保証料が割引かれる場合があります。

【連絡先】

(公財)ひょうご産業活性化センター 成長支援課
(078) 977-9077

お問い合わせ先

●兵庫県中小企業融資制度に関するご質問

兵庫県産業労働部(地域経済課) (078) 362-3321
(各県民局・県民センターの商工担当課でも受け付けています)

●神戸市独自資金について

神戸市経済観光局経済政策課 (078) 360-3206
(神戸市産業振興センター内)

●セーフティネット保証の認定について

各市役所・町役場の商工担当部署へお問い合わせください。

●信用保証制度について

兵庫県信用保証協会

神戸事務所 (078) 393-3909 淡路支所 (0799) 22-4493
阪神事務所 (06) 6411-4133 西脇支所 (0795) 22-6775
姫路事務所 (079) 289-3611 加古川支所 (079) 424-1105
但馬支所 (0796) 22-5171

●経営全般のご相談

県内の各商工会議所、商工会

●環境関連の融資相談窓口

兵庫県環境部(環境政策課) (078) 362-3284
兵庫県環境部(水大気課) (078) 362-3287

兵庫県産業労働部(地域経済課)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



06労P2-073A3